

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		共同演習 19		科	項	防衛力基盤強化推進費	
														目	教育訓練費		
														目細分	教育訓練演習費(教訓・雑役)		
要 求 欄										年 月 日				調 達 欄			
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長		補 佐		係 長		係	
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係								
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 その他							契 約 方 式	一 般 指 随 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
走査顕微鏡年間保守		1式			仕様書のとおり							選 定 業 者			契 約 条 件		
												予 定 価 格	総 額		算 出 の 基 礎		
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分					
備考									入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	表面原子分子計測室			要求者氏名	北嶋 武		電話番号	3587								

仕 様 書

		調達要求番号	共同演雑 19
品名	数量	備考	
走査顕微鏡年間保守	1 式	アルバック・ファイ VT-SPM-BDN	
1 適用範囲 本仕様書は防衛大学校全学共同利用器材表面原子分子計測室で保有する走査顕微鏡の年間保守について適用する。			
2 役務に関する要求			
(1) 保守期間 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日			
(2) 作業内容			
①保守期間において本装置に不具合が生じた場合には、速やかに技術者を派遣して点検調整を実施し、器材の正常な作動の維持に当たるものとする。			
②本装置の機能、性能及び正常な動作維持のため、次の作業を実施し、器材の総合的な機能及び動作の確認を行うものとする。			
予定時期は 8 月とし、予定時期に実施できない場合は、契約担当官等と協議するものとする。			
ア ターボ分子ポンプ及び制御電源の点検			
(ア) ターボ分子ポンプの到達回転数の確認			
(イ) 制御電源の動作とベント時リーク機能、封止バルブの確認			
イ ロータリーポンプの点検整備			
主チャンバー部ロータリーポンプ排気機能の確認			
ウ イオンポンプ及び制御電源の点検			
イオンポンプ排気機能の確認			
エ チタンサブリメーションポンプ及び制御電源の点検			
(ア) チタンサブリメーションポンプ排気機能の確認及びフィラメント交換			
(イ) 制御電源の出力と自動運転機能の確認			
オ 真空容器ベーキング機能の点検			
ベーキング機能、自動制御機能の確認			
カ 真空計の点検			
(ア) 真空計フィラメントの交換			
(イ) エミッション機能、デガス機能の確認			
キ 真空排気システム到達真空度の点検			
真空システム到達真空度の確認			
ク 加熱機構の点検			
(ア) 傍熱加熱動作の確認			
(イ) シリコン通電加熱動作の確認			
ケ VT-AFM の点検			
(ア) X、Y、Z 軸粗動機構の動作確認			

(イ) ダンピング機構の動作確認

(ウ) コンタクトモード AFM 動作の確認

(エ) ノンコンタクトモード AFM 動作の確認

(オ) STM 動作の確認

コ CCD カメラ及びモニターの点検

画像表示機能の確認

サ 光源の点検

光照射の確認

シ 制御コンピュータ及びソフトウェア、モニターの点検

(ア) 制御用コンピュータの最新オペレーティングシステムへの変更と動作確認

(イ) 制御用ソフトウェア及び評価ソフトウェアの更新と点検調整

(ウ) モニターの動作確認

(3) 交換部品

ア チタンサブリメーションポンプ用フィラメント

バリアン 9160050 × 1 式 【2(2)エ(ア)】

イ 真空計フィラメント バックジェン ZTIR23 × 1 式 【2(2)カ(ア)】

(4) 消耗品等

作業に必要なウェスなどの消耗品は、契約相手方の負担とし、(3)以外の部品交換等が発生した場合は、契約担当官等と協議するものとする。

3 ソフトウェアに関する支援

本装置を効果的に使用するために、ソフトウェアに関して次の支援を行うものとする。

(1) 使用している制御ソフトウェア及び評価ソフトウェアにおいては、ソフトウェアマニュアルを含めて最新版を提供すること。

(2) ソフトウェアの使用に関する質問等に対しての回答及びソフトウェアの使用に関して生じた問題発生時における原因調査及び解決方法の助言をすること。

4 作業場所

防衛大学校 教育研究 B 館 1 階 146 号室 (別図 1 及び別図 2 のとおり)

5 検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

6 その他

(1) 作業に必要な器材等は、契約相手方が準備するものとする。

(2) 作業後の不用となった交換部品、廃材等(契約相手方が持ち込んだ梱包材等を除く)については、発生材調書を添えて契約担当官等の確認を得た後、契約担当官等の指示する場所に集積する。

(3) 契約相手方は作業終了後速やかに作業報告書(様式任意)1部を提出するものとする。

(4) 契約相手方は保守対象装置に修理又は改造の必要な状況を発見したときは、遅滞なくその内容を契約担当官等に報告しなければならない。

(5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

(6) 本仕様書について疑義が生じた場合は契約担当官等と協議するものとする。

別図1



